

## 道路整備財源の確保に関する特別決議（案）

急速に進行する人口減少・少子高齢化という、これまでに経験したことのない大きな課題に直面している中、地域の宝を活かしたまちの賑わいや地方への新しい人の流れをつくり、地域に暮らす人・訪れる人にとって魅力的な地方創生を成し遂げていくためには、道路交通ネットワークの整備が必要不可欠である。

また、昨年12月に発生した糸魚川市駅北大火では、県内の消防本部をはじめ、県境を越えた応援を受けての消火活動となったように、人口減少が進む地域の防災力や救急・救命体制を維持するための広域連携を図るためには、地域高規格道路や主要幹線道路へのアクセス道路など、「命を繋ぐ道」の整備を一層促進していくことが重要である。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げ措置（50%を55%等に嵩上げ）が平成29年度までの時限措置となっており、この時期に補助率等が低減することは地方創生の実現はもとより、自治体運営にとって死活問題である。

よって、国においては、道路財特法の特別措置を平成30年度以降も継続するとともに、道路整備予算の総枠を長期的・安定的に確保し、迅速かつ着実な道路整備の促進を図ること。

以上 決議する。

平成29年7月19日

新潟県市長会